

第9章 生活困窮者自立支援計画

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

終身雇用や年功賃金による日本型雇用慣行が変化し、非正規雇用労働者が増加するなど雇用環境の変化とともに、インターネットの普及に伴う情報通信社会の進展で、生活環境やライフスタイルも急速に変化しました。

さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどっています。

こうしたなかで、新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響の長期化で、失業により生活困窮に陥り、相談する親族も知人もいない世帯、地域で潜在しているひきこもり、独居高齢者などの孤独・孤立の問題が、顕在化・深刻化しています。

このような社会変化の中では、誰もが生活困窮に陥り、社会的孤立を生むリスクを抱えていると言えます。

昭和・平成と日本の社会保障制度は、安定した終身雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が第1のセーフティーネットとなり、最後のセーフティーネットとして「生活保護制度」が暮らしの安心を支えてきました。

しかし、これまでの社会保障制度だけでは、実際に生活に困窮している世帯やそのリスクが大きい世帯に向けて支援が届かず、制度の狭間で置き去りになることから、「生活保護制度」より早い段階での第2のセーフティーネットとして「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行されました。

本市では、全世代支援センター「まるっと」を中心に、関係機関と連携しながら、生活困窮者の相談、日常生活の自立、社会生活の自立、就労支援等による経済的な自立に向けて支援を行っています。さらに高齢者を対象とした地域ケア会議の仕組みを活用し、生活困窮や障がい、子育てなどの複合的な課題を抱える家庭に対して、多分野・多職種との連携にて構成される重層的支援会議で包括的な支援策を議論し、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。

生活困窮世帯が抱える問題は多様で複雑化していることも多く、行政をはじめ関係機関や団体、企業、地域など、多方面から包括的に支援を考えていかなければなりません。また、現状の施策や支援の仕組みでは対応しきれない新たな課題もあらわれています。

このことから、相談支援体制の強化や普及啓発、支援ニーズや課題に応じた支援策やサービスの提供、生活困窮者支援を通じた地域づくりなど、生活困窮者の自立支援につながる取り組みを計画的に進めるため、生活困窮者自立支援計画を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

生活困窮者自立支援は地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていくうえでも重要であることから、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが施策等の推進に効果的であり、国においても生活困窮者の自立支援の方策について、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項として通知されています。

本市においては、地域福祉計画の基本理念と基本方針のもと、個別計画として生活困窮者自立支援計画を策定します。

3 計画の期間

生活困窮者自立支援計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
杵築市保健医療福祉総合計画	▶					
杵築市地域福祉計画	▶					
生活困窮者自立支援計画	▶					

4 計画の進行管理及び点検

計画の進行管理については、庁内組織をはじめ支援調整会議などで、施策や事業等の効果を検証しながら、取組状況や進捗状況を管理していきます。

そのなかで、生活困窮者が抱える課題や支援ニーズを的確にとらえ、必要に応じて施策や計画等の見直しを行いながら、より効果的な支援につなげていきます。

第2節 現状と課題

1 生活困窮者の現状

(1) 生活保護の状況

① 生活保護世帯と人員の推移

杵築市における生活保護の状況は、令和5年3月は被保護世帯345世帯(439人)保護率1.62%となっています。平成30年度と比較してこの4年間で、被保護世帯が7世帯(2.0%)、被保護人員が3人(0.6%)の増と、ほぼ横ばいで推移しています。

生活保護の開始世帯の状況を見ると、令和4年度は31世帯と、平成30年度より16世帯の減少となっています。開始世帯と廃止世帯が相応して増減しており、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で51世帯、対前年比で14世帯と大きく増えたものの、令和4年度は減少しています。

生活保護の状況 (令和5年3月現在)

	受給者数	世帯数	保護率(%)
杵築市	439	345	1.62
大分県	18,593	15,565	1.67

住民基本台帳世帯数・人口及び生活保護世帯数・人員の推移 (各年度3月現在)

	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	13,501	13,460	13,281	13,214	13,243
被保護世帯数	338	338	337	343	345
住民基本台帳人口	29,241	28,687	28,014	27,488	27,054
被保護人員	436	435	431	441	439
保護率(%)	1.49	1.52	1.54	1.60	1.62

※1被保護世帯・非保護人員数は保護停止中のものを除く。

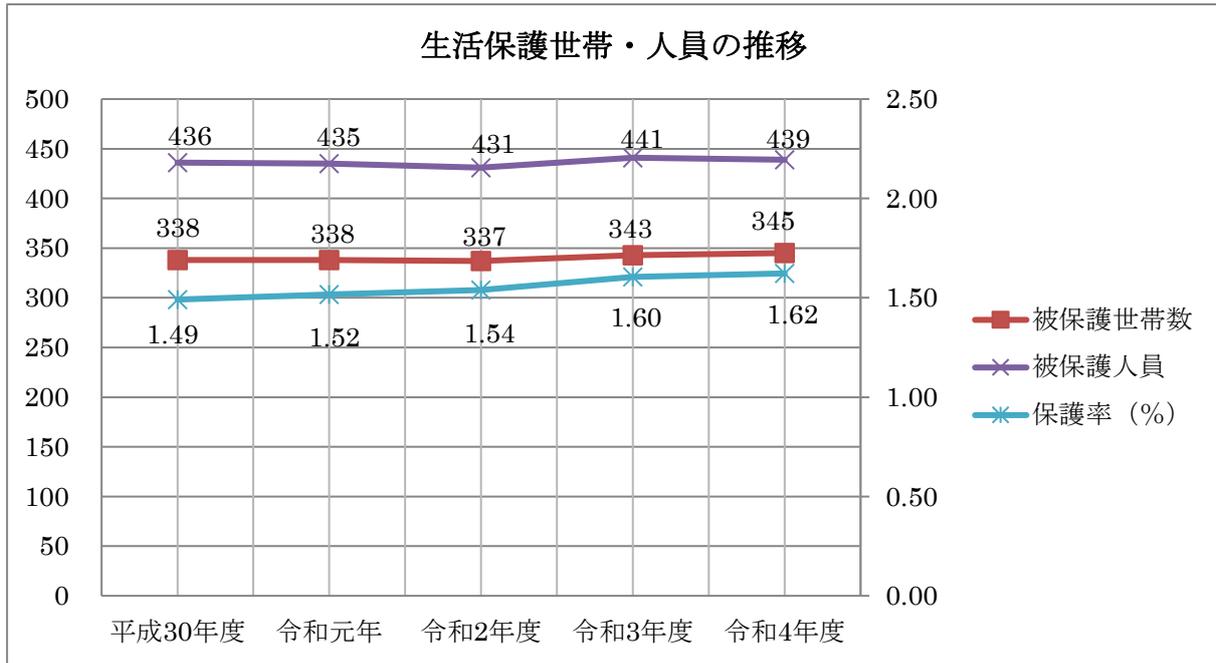
※2保護率(%)=被保護人員/住民基本台帳人口×100として計算。

保護の開始・廃止世帯の推移 (各年度3月現在)

	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開始世帯	47	42	37	51	31
廃止世帯	43	44	35	47	35

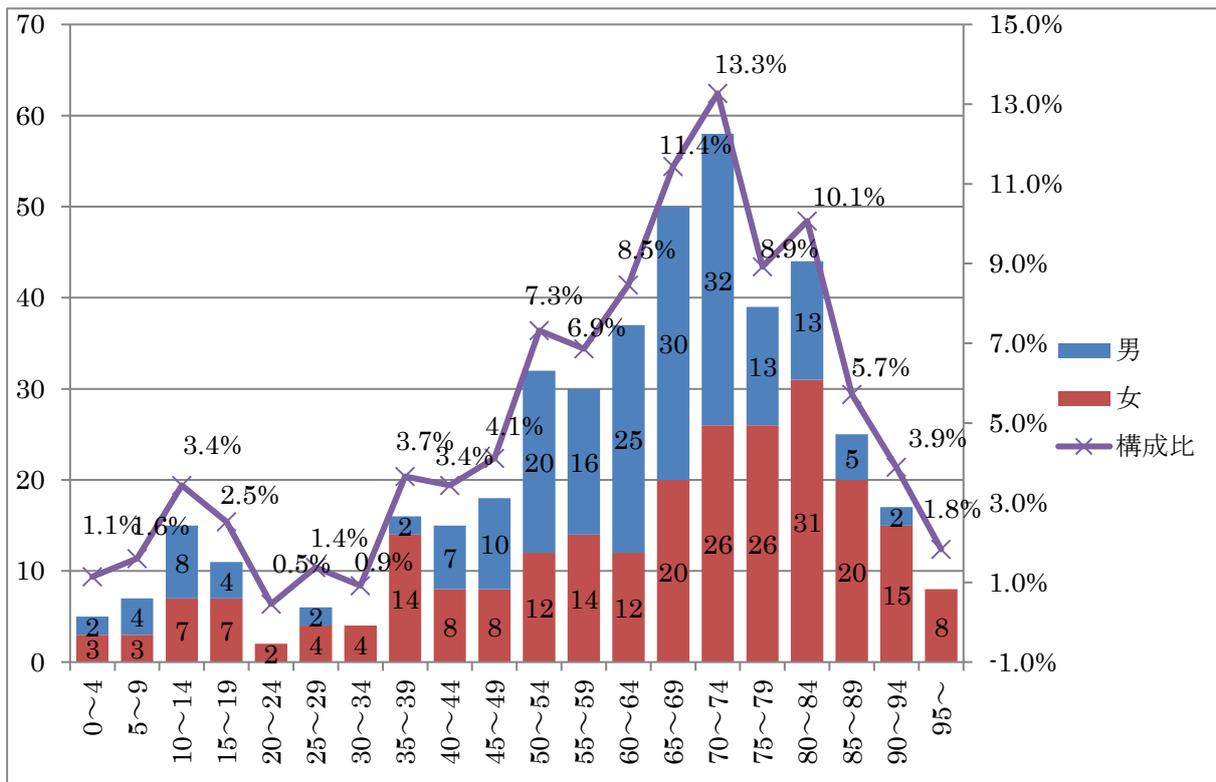
生活保護世帯数と人員の推移

(各年度3月現在)



年代別生活保護受給者数

(令和5年3月現在)



② 世帯類型別の状況

世帯の状況を見ると、令和5年3月では65歳以上の高齢者世帯が198世帯（うち単身175世帯）と全体の57.3%を占めており、特に単身の高齢者世帯が増加しています。

これまでは、高齢者夫婦2人の年金収入で生活ができていたが、配偶者との死別などを契機に単身世帯となり、収入や預貯金の減少から生活保護に至るケースや、病気や要介護状態となり、生活に困窮し生活保護となるケースが多くなっており、核家族化で子孫と疎遠になっていることも、ひとつの要因として考えられます。

その他の母子世帯、障がい者世帯等は横ばいではありますが、市内の高齢化率（令和5年3月末時点38.6%）の上昇とともに、高齢者世帯が増加しているのが現状です。

世帯類型別の生活保護世帯の推移

（各年度3月現在）

	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者世帯	186	169	163	191	198
単身	164	148	144	168	175
複数	22	21	19	23	23
母子世帯	12	11	11	9	10
障がい者世帯	43	51	53	47	45
単身	37	41	41	38	37
複数	6	10	12	9	8
傷病者世帯	40	38	41	41	38
単身	33	35	38	32	31
複数	7	3	3	9	7
その他世帯	57	70	67	55	54
単身	38	48	47	35	35
複数	19	22	20	20	19
合計	338	339	335	343	345
単身	272	272	270	273	278
複数	66	67	65	70	67

③ 生活保護の相談状況

生活保護の相談状況を見ると、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、延べ相談内容件数は160件と近年では多くなっています。相談から申請に至る割合（生活保護申請件数／相談件数）も、令和4年度の33.6%より令和3年度は48.5%と大きく、失業等による収入の減少、年金のみで医療費を払えないなど、申請に至るケースが多くなっています。

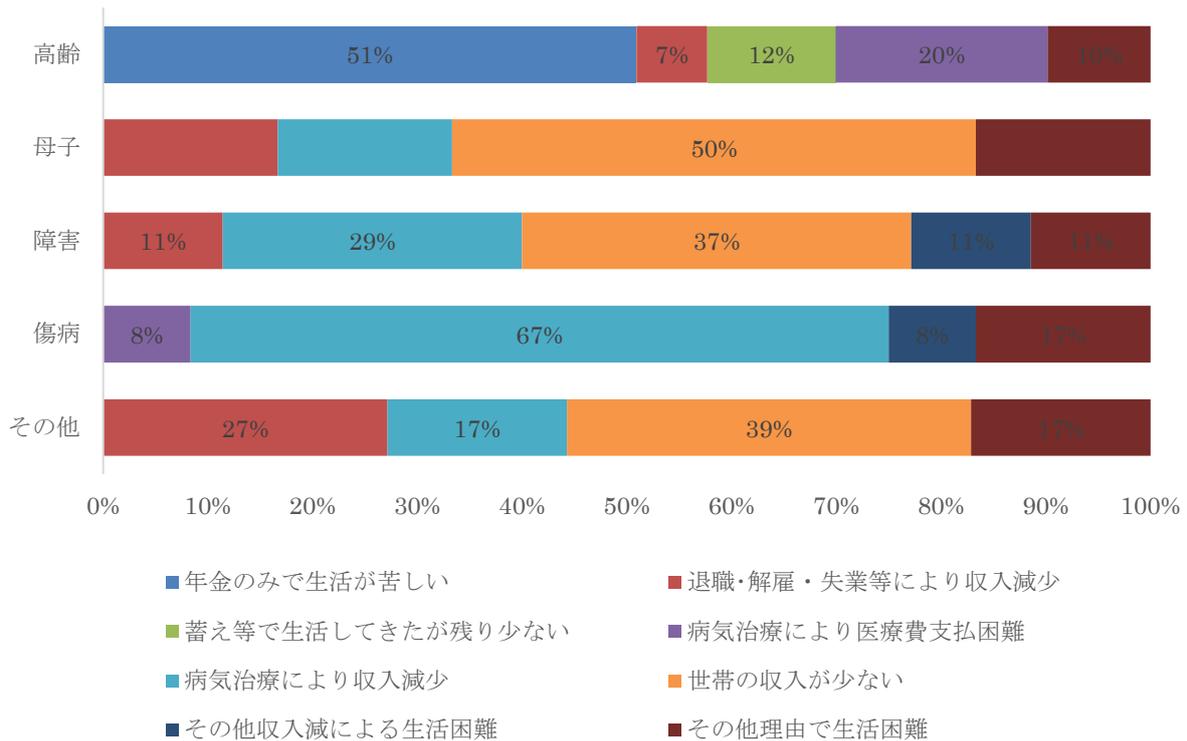
相談内容については、高齢者世帯では「年金のみで生活が苦しい」が51%と半数を占め、母子世帯、障害世帯、その他世帯では「世帯の収入が少ない」が多くを占めています。傷病世帯を含め「病気治療により収入減少」も多く、その次に「退職・解雇・失業等により収入減少」となっています。

生活保護の相談・申請件数と相談内容

	令和3年度						令和4年度						
	高齢	母子	障害	傷病	その他	合計	高齢	母子	障害	傷病	その他	合計	
相談件数	60	4	11	3	29	107	55	1	10	8	24	98	
相談内容 (重複あり)	年金のみで生活が苦しい	46				46	37					37	
	退職・解雇・失業等により収入減少	4	1	2		12	7		2		7	16	
	蓄え等で生活してきたが残り少ない	12				12	8					8	
	病気治療により医療費支払困難	20				20	13			1		14	
	病気治療により収入減少		1	5	3	8	17		5	5	4	14	
	世帯の収入が少ない		2	9		15	26		1	4		12	17
	その他収入減による生活困難			2			2		2	1			3
	その他理由で生活困難	11	1	2		4	18	5		2	2	8	17
	延べ相談内容件数	93	5	20	3	39	160	70	1	15	9	31	126
生活保護申請件数						52						33	
開始	26	2	9	1	13	51	15	1	6	4	5	31	
取下	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	
却下	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	

世帯類型別の相談内容の割合

(令和3・4年度)



④ 就労支援プログラムにおける就労支援の状況

就労可能な生活保護受給者については、自立を促すため、就労支援を実施しています。市の就労支援員を中心にハローワークと連携しながら、本人の希望・職歴や適正を考え、求人情報の提供や面接指導などの就労に向けた支援を行います。

令和4年度は就労支援プログラムに延19名が参加し、そのうち8件が就労開始となっています。

就労支援プログラムによる就労開始状況

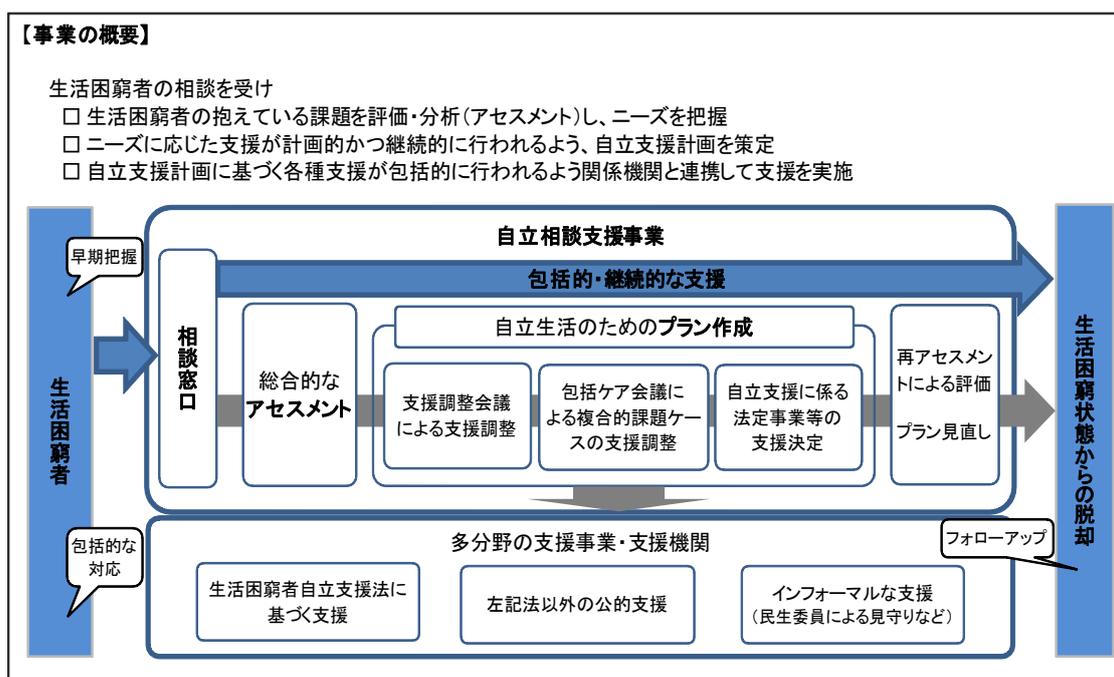
	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
プログラム参加延人員	37	34	19	17	19
就労開始件数	16	14	6	5	8
就労開始率	43.2%	41.2%	31.6%	29.4%	42.1%

(2) 生活困窮者自立相談支援の状況

① 自立相談支援事業の概要

本市では、生活困窮者自立相談支援事業を杵築市社会福祉協議会に委託し、全世代支援センター「まるっと」において、相談支援事業を実施しています。

現状の体制は、主に相談支援事業のマネジメントや地域の社会資源との連携を行う「主任相談支援員」、相談支援全般にあたる「相談支援員」、就労に関する支援を行う「就労支援員」を、3名の人員にて相談支援業務を行っています。



② 生活困窮者自立相談支援センターの相談状況

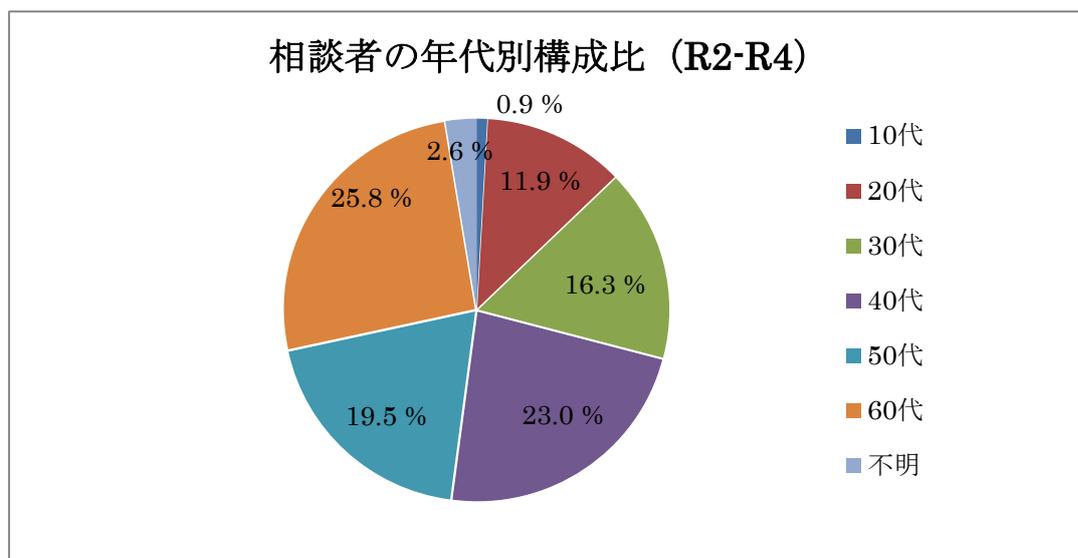
新規相談件数をみると、令和2年度147件、令和3年度126件、令和4年度71件と減少しています。その要因として、新型コロナウイルス感染症に対する感染症対策、経済対策の実施により、減少傾向に転じたものと考えられます。

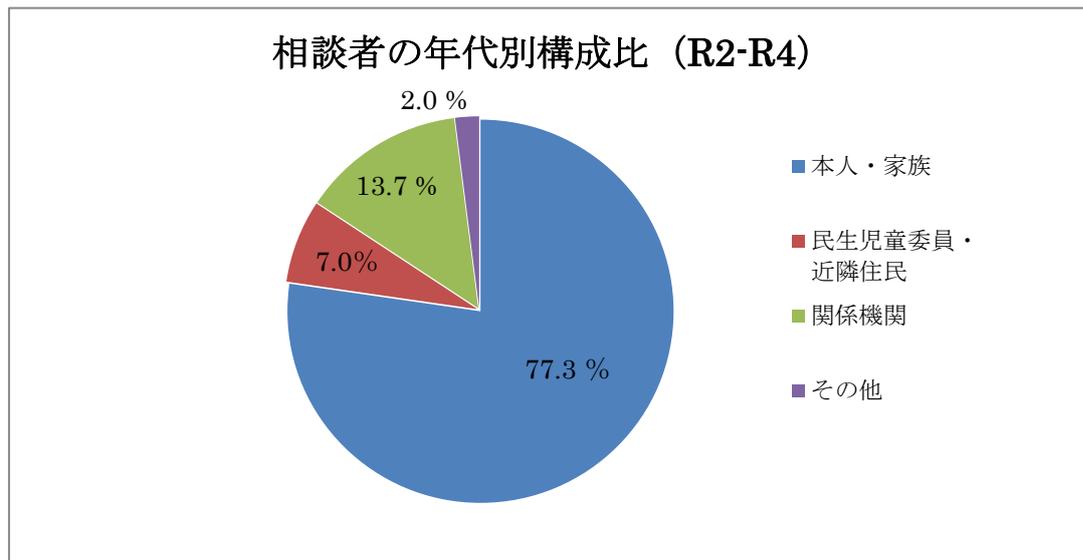
令和2年度から4年度の相談者を年代別でみると60代(25.8%)、40代(23.0%)、50代(19.5%)、30代(16.3%)の順で割合が高くなっています。

相談経路では、「本人・家族」から直接の相談が約8割と多く、「民生児童委員・近隣住民」「関係機関」「その他」が約2割となっています。

生活困窮者自立相談支援センターの相談状況

			令和2年度		令和3年度		令和4年度		R2~R4合計	
新規相談受付			件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
			147	100.0	126	100.0	71	100.0	344	100.0
内訳	年代別	10代	1	0.7	1	0.8	1	1.4	3	0.9
		20代	22	15.0	11	8.7	8	11.3	41	11.9
		30代	20	13.6	26	20.7	10	14.1	56	16.3
		40代	38	25.9	25	19.8	16	22.5	79	23.0
		50代	33	22.4	25	19.8	9	12.7	67	19.5
		60~64歳	15	10.2	12	9.5	10	14.1	37	10.7
		65歳~	17	11.5	21	16.7	14	19.7	52	15.1
		不明	1	0.7	5	4.0	3	4.2	9	2.6
相談経路	本人・家族	126	85.7	84	66.7	56	78.9	266	77.3	
	民生児童委員・近隣住民	9	6.1	11	8.7	4	5.6	24	7.0	
	関係機関	10	6.8	28	22.2	9	12.7	47	13.7	
	その他	2	1.4	3	2.4	2	2.8	7	2.0	
相談・支援延件数			234	—	563	—	909	—	1,706	—





③ 相談内容の状況

令和2年度から令和4年度までの相談内容では、「収入・生活費」に関する相談が33.4%と多く、「生活福祉資金貸付等」23.0%、「病気や健康・障害」6.6%、「仕事探し・就職」6.0%の順に相談割合が高くなっています。また、1件当たりの相談内容件数も令和4年度で2.7%となっており、複合的課題を抱えて困窮しているケースが増加していることがわかります。

「生活福祉資金貸付等」については、相談者の多くは家計における債務で課題を抱えており、社会福祉協議会による貸付延件数は令和2年度で45件、令和3年度で44件と多くなっています。

新規相談内容件数（重複含延件数）

相談内容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		R2～R4合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①病気や健康・障害	12	6.6	21	6.0	15	7.9	48	6.6
②住まい	8	4.4	11	3.2	8	4.2	27	3.7
③収入・生活費	72	39.3	114	32.8	55	28.8	241	33.4
④家賃やローンの支払い	7	3.8	20	5.7	14	7.3	41	5.7
⑤税金や公共料金の支払い	5	2.7	14	4.0	12	6.3	31	4.3
⑥債務	5	2.7	9	2.6	5	2.6	19	2.6
⑦仕事探し・就職	8	4.4	24	6.9	11	5.8	43	6.0
⑧仕事上の不安やトラブル	2	1.1	4	1.1	4	2.1	10	1.4
⑨地域との関係	1	0.5	2	0.6	0	0.0	3	0.4
⑩家族関係・人間関係	4	2.2	9	2.6	1	0.5	14	1.9
⑪子育てのこと	3	1.6	0	0.0	6	3.1	9	1.2
⑫介護のこと	1	0.5	7	2.0	4	2.1	12	1.7
⑬ひきこもり・不登校	1	0.5	1	0.3	6	3.1	8	1.1
⑭DV・虐待	1	0.5	0	0.0	0	0.0	1	0.1
⑮食べるものがない(フードバンク利用含む)	7	3.8	23	6.6	9	4.7	39	5.4
⑯生活福祉資金貸付等	42	23.0	85	24.4	39	20.4	166	23.0
⑰その他	4	2.2	4	1.1	2	1.0	10	1.4
相談内容延件数	183	100.0	348	100.0	191	100.0	722	100.0
1件あたりの相談内容件数	1.2		2.8		2.7		2.1	

杵築市社会福祉協議会における貸付の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付 件数	生活福祉資金	17	13	13	16	22
	法外援護資金	23	29	32	28	11
	貸付延件数	40	42	45	44	33

(3) 生活困窮者自立支援法に基づく支援事業の実施状況

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業として、①自立相談支援事業、②住居確保給付金事業、③一時生活支援事業、④就労準備支援事業、⑤家計改善事業を実施しています。適用要件が合致しない、支援ニーズが少ないなどの理由で利用件数は低くなっていますが、家計改善事業については、支援計画の策定に伴う収入、支出の管理に対する助言や指導の件数が増えています。

生活困窮者自立支援制度に基づく事業の利用状況

事業名	利用件数		備考
	令和3年度	令和4年度	
自立相談支援事業	126	71	新規相談件数分
住居確保給付金事業	9	6	給付金支給者数
一時生活支援事業	0	1	支援件数
就労準備支援事業	2	1	
家計改善事業	2	12	相談件数

【支援事業の説明】**① 生活困窮者自立相談支援事業**

生活に困りごとや不安を抱えている生活困窮世帯に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、就労支援や債務整理など、自立に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金事業

離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人で、資産や収入等に関する一定水準内の要件を満たし、就職に向けた活動などを条件に、生活の土台となる住居に対して一定期間、家賃相当額を支給します。

③ 一時生活支援事業

住居を持たない人、または不安定な住居形態にある人で、資産や収入等に関する一定水準内の要件を満たした人を対象に、一定期間内に限り宿泊場所や食事を提供します。また、必要に応じて、退所後の生活に向けて就労支援等の自立支援も行います。

④ 就労準備支援事業

「就労意欲の低下」、「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」などの課題を抱え、直ちに就職することが困難な人に対し、就労に向けた基礎能力を養っていくための支援を行います。直ちに一般就労することが難しい人のために、その人に合った作業機会を提供しながら、個別の支援プログラムに基づき、一般就労等に向けた支援を中長期的に実施します。

⑤ 家計相談支援事業

生活困窮者に多い家計に関する課題に対し、必要な情報提供や助言を行い、家計再建に向けた支出等に関する指導を行います。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、支援計画の作成、家計簿記帳の援助、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

(4) その他、生活困窮に関連する情報

市民税等の滞納者の中には、生活困窮に陥っている、または陥るおそれのある人が潜在していることが考えられます。

市役所庁内における行政窓口などで、生活再建に向けて支援が必要と見込まれる人や、生活に困窮していても自ら生活困窮者自立相談支援センターや福祉事務所に相談できない人には、相談機関を案内し、早期に支援を行えるように連携を図ります。

杵築市における生活困窮者に関する統計等の数値

項目	数値	
生活保護受給世帯数	345世帯	令和5年3月
生活保護受給者数	439人	
生活保護相談件数	98件	令和4年度
生活保護開始件数	31件	
生活困窮者自立相談支援センター相談件数	71件	
杵築市社会福祉協議会貸付相談件数	33件	
住民税滞納者数	772人	令和4年度末
国民健康保険税滞納世帯数	539世帯	
介護保険料滞納者数	157人	
水道料滞納件数	68件	
市営住宅家賃滞納件数	19世帯	
不登校状況	小学校14名、中学校44名	
ひきこもりの状況 (15歳～64歳)	273人	令和4年11月 内閣府ひきこもり実態調査の推計値(約2%)から、杵築市人口(令和2年度国勢調査)にて推計。
自殺者数	3人	令和4年1月～12月

2 生活困窮者の自立支援に関する課題

(1) 多機関・多分野協働の包括的相談支援体制の構築

① 相談支援体制の強化

生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、全世代支援センター「まるっと」にて、円滑な相談支援の体制が順調に整備できています。

これからは、支援を必要としている人や世帯に相談支援事業の存在をどの程度周知できているか、また相談者の満足のいく支援が行えているか、相談件数だけで事業効果を評価するのではなく、援助技術等、質の部分を評価し、どのように業務改善につなげていくかが課題となります。

② 多機関・多分野・多職種による包括的な支援

重層的支援体制整備事業にて、多機関協働による支援会議を実施しており、各分野の有識者には助言を頂き、課題の解決に向けた糸口につながっています。

個々の課題は専門多岐にわたるので、これからも相談支援事業所の職員だけでなく、多機関・多分野・多職種とも連携を図り、課題の解決に向けて包括的支援を行います。

(2) つながりと支え合いを築く地域づくりの推進

① 相談支援につながる環境づくり

委託先の杵築市社会福祉協議会の社協だよりや SNS を通じて相談窓口の広報やお知らせを発信しています。

ただ、高齢者等の情報難民にどのように相談支援事業所や自立支援事業をお知らせするか、また家計が逼迫することで顕在化する前にどのように支援につなげるかが課題です。

② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

市民には、社会福祉協議会が実施するフードバンクに余剰食品の提供を頂き、市内の事業所や農家には、ひきこもりなどの就労体験の場を提供して頂いています。

今後も、市民や各方面で啓発を行い、生活困窮者支援に対する理解と協力を図ります。

(3) 未来に向けた自立支援事業の実施

① 課題解決に向けた支援施策の実施

就労準備支援、住居確保給付金、家計改善など生活困窮者自立支援事業における各種支援施策を実施していますが、合わせて包括的な相談体制を整備する上で、アウトリーチによる訪問相談支援や相談者と伴走する同行支援など丁寧な支援が、相談者との信頼関係を構築し、課題の解決や貧困の解消には必要です。

② こども・若者の支援と貧困の連鎖防止

被保護世帯の児童・生徒には、学習支援や教材費等の扶助を行っています。ひきこもりの若者には、おおいたひきこもり地域支援センターと連携し支援を行っています。

貧困世帯のこどもは、小さい頃から学習環境が整っていないため、中等、高等と学年を上がっても学習習慣が身につきません。小さい時から学習習慣や探求心を育む環境を整えることが大切です。

第3節 基本的な考え方

生活困窮者自立支援法第2条では、①生活困窮者の尊厳の維持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的、早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備、を基本理念としています。

また、第3条では、生活困窮者の定義として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」としています。

杵築市においても、生活困窮者の対象範囲を幅広く捉え、生活に困りごとを抱え支援を必要とする家庭が制度の狭間に陥らないよう、生活困窮者の把握・相談から、生活改善、社会参加、就労等による自立に向けて進んでいけるよう関係機関や地域と連携し、生活困窮者に寄り添いながら伴走型の支援を行います。

1 基本理念

「自立と尊厳を支え、未来をともに拓く、地域共生の実現」

2 基本方針

(1) 断らない、取り残さない、包括的な相談支援体制の構築



① 相談支援体制の整備

生活困窮世帯の多くは経済的困窮のほか、子育て、障害、介護、健康、社会的孤立など複合的で複雑な課題を抱えております。そうしたさまざまな課題に対応できるように、全世代型の包括的相談支援事業所「まるっと」を中心に、円滑な相談支援を提供できる体制を整備していきます。

さらに、相談者の生活改善や社会参加が達成できるように、アセスメント能力、支援計画の策定評価、関係機関との連携調整、地域資源の開発など、相談支援員の技能・資質の向上に取り組みます。

② 多機関・多職種による包括的な支援

関係機関による支援調整会議でのケース検討のほか、複合的で複雑化した課題を抱えるケースについては他分野・多職種からなる重層的支援会議において、生活困窮世帯が抱える課題をさまざまな角度から検証し、課題の解決に向けて包括的支援を行います。

③ 孤独・孤立対策

地域で潜在的に暮らしているひきこもりにはアウトリーチを実践し、困りごとや不安を抱える本人や家族が相談しやすいように、相談支援事業所とのつながりを作っていきます。また、ひきこもりに至る恐れのある不登校児童・生徒に対しては、教育部局と連携し、卒業後もその生徒及び世帯の実態が把握できるようにし、未来に残さない支援を行っていきます。

(2) つながりと支え合いを築く、地域づくりの推進



① 地域理解の促進

地域とのつながりが薄く孤立しがちな生活困窮者は、相談や支援につながりにくいことから、相談窓口である「まるっと」や生活困窮者自立支援制度について、SNS等を通じて周知を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。

またフードバンクは、市民からの善意で提供される余剰食品を生活困窮者に無償で提供する事業であり、今後もより多くの支援の輪を広げていきます。

② 地域における就労機会の提供

生活困窮世帯には、社会生活を営むうえで生きづらさを感じ、発達障害の疑いもあれば、会社でのコミュニケーションや感情のコントロールが上手くできず、離職率の高い方がいます。

社会復帰に向けて、市内の農家や事業所と協力し、就労体験や就労訓練の場を提供し、その人の得意とする仕事や作業を見つけ、一般就労につなげていきます。

③ 地域における居場所の提供

長い間、社会から遠ざかり、普段は家族以外とのコミュニケーションがないひきこもりには、趣味やボランティア活動を通して、好奇心や意欲を取り戻してもらえる活動の場を提供します。

また、空き校舎など地域資源を活用して、高齢者も若者も世代を問わずインクルーシブな活動の場を創造するなど、コミュニティーソーシャルワークに取り組みます。

(3) 自立に向けて、個々の課題に応じた支援事業の実施



① 課題解決に向けた支援

生活困窮世帯の自立に向けて、生活困窮者自立支援法による家計改善事業や一時生活支援事業などのほか、さまざまな方面からの支援施策の提案と援助を行います。就労支援においては、ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、社会の一員として就労、定着できるよう支援を行います。

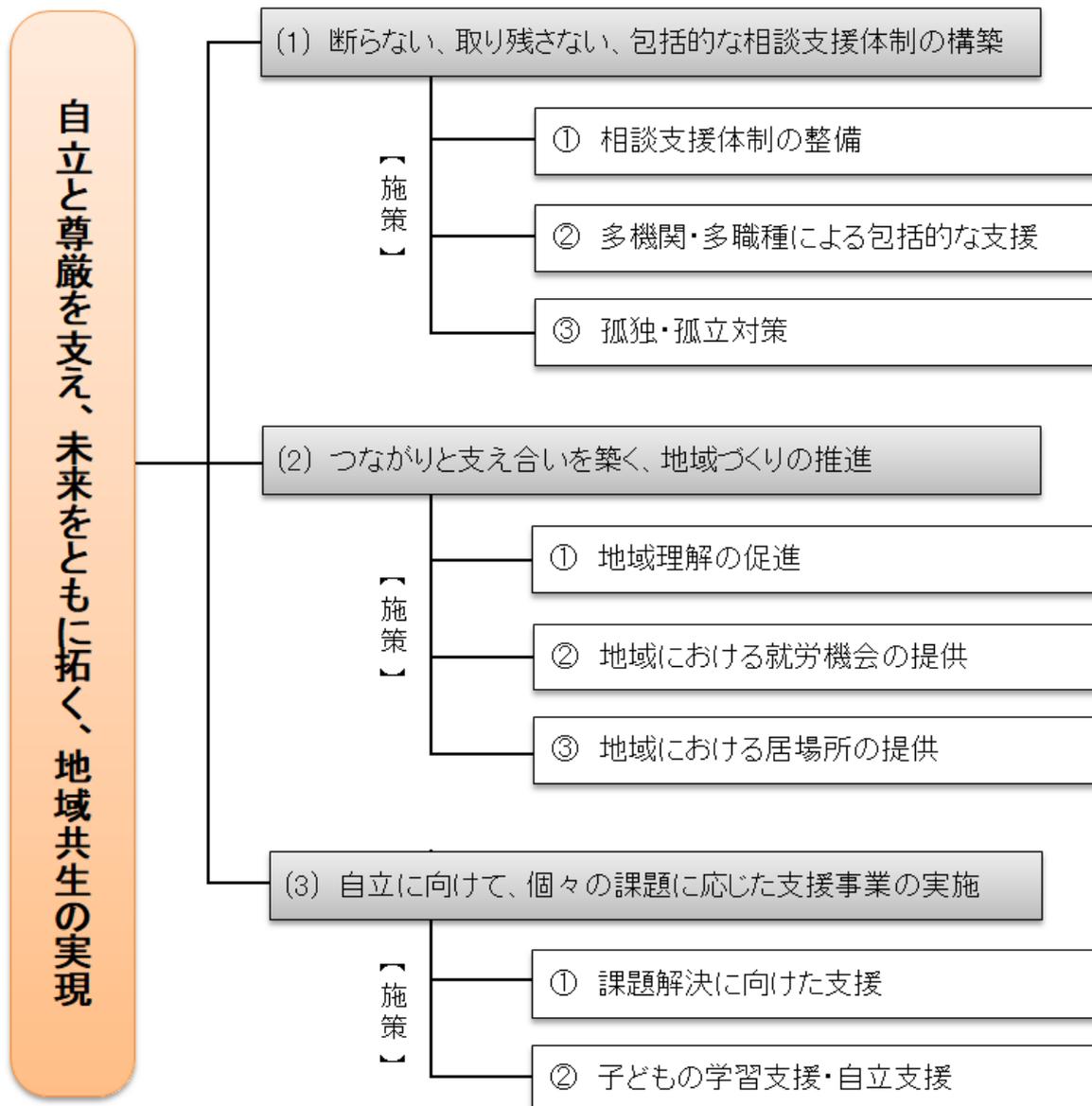
② こどもの学習支援・自立支援

生活保護世帯のこどもは学習環境が整っていないため、中等・高等学校と入学しても学習習慣が身につけません。学習習慣や探求心を育むため、学習費や教材費の扶助を行い、経済的困窮による貧困が世代を超えて連鎖しないように、卒業後も高等技術の習得に向けたスキリングには、具体的な支援を検討します。

3 施策体系

【基本理念】

【基本方針】



第4節 具体的な施策・事業

1 断らない、取り残さない、包括的な相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の整備

概要		
さまざまな課題に対応できるように、全世代型の包括的事業所「まるっと」を中心に、円滑な相談支援を提供できる体制を整備します。		
施策・事業	内容	方向性
相談支援体制の強化	・全世代支援センター「まるっと」を中心に、関係機関が連携して包括的相談支援体制を整備し、相談者の課題を早期に解決できるよう取り組みます。	継続
相談支援員の人材育成	・スキルアップ研修や関係機関と連携した制度研修に参加することで技能知識を習得し、またスーパーバイズ機能を活用し、相談支援員の人材育成を図ります。	継続

(2) 多機関・多職種による包括的な支援

概要		
支援調整会議や、多機関・多職種から構成する重層的支援会議にて、生活困窮世帯が抱える課題を検証し、課題の解決に向けて包括的支援を行います。		
施策・事業	内容	方向性
支援調整会議、重層的支援会議を活用した包括的支援	・関係機関による支援調整会議、複合的課題を抱える生活困窮家庭に対しては、多機関・多職種による重層的支援会議にて検証を行い、総合的・効果的な支援を行います。	継続

(3) 孤独・孤立対策

概要		
社会からの孤立を防ぎ、生活困窮やひきこもりに陥ることのないように、早期にその対象者の掘り起こし、継続した支援を行います。		
施策・事業	内容	方向性
ひきこもりなどに対するアウトリーチの実践	・民生委員や介護支援専門員からの情報をもとに、8050 問題などで地域に潜在	継続

	的に暮らしているひきこもりやその世帯に対して、相談員が関係を構築し、不安や悩みなどを探ります。	
教育部局との連携	・不登校生徒・児童やその家族に対して、スクールカウンセラー等の教育部局と連携し、不安の解消や卒業後も社会から取り残されない、継続した支援を行っていきます。	新規

2 つながりと支え合いを築く、地域づくりの推進

(1) 地域理解の促進

概要		
全世代支援センター「まるっと」やフードバンクなど生活困窮者の支援事業について広報・啓発を図り、市民に理解と協力を図ります。		
施策・事業	内容	方向性
相談しやすい環境づくり	・社協だよりやSNS等を通じて「まるっと」や生活困窮者自立支援事業など、幅広い世代に周知を図ります。	継続
フードバンクの定着	・市民からの善意で提供される余剰食品を生活困窮者に無償で提供。支援の輪を広げます。	継続

(2) 地域における就労機会の提供

概要		
ひきこもりなど、生きづらさを感じている人の社会復帰に向けて、就労体験や就労訓練の場を提供します。		
施策・事業	内容	方向性
就労機会の提供	・市内の農家や事業所と協力して、就労体験や就労訓練の場を提供し、その人が得意とする仕事や作業を見つけ、一般就労や自立に向けて支援します。	継続

(3) 地域における居場所の提供

概要		
ひきこもりなど、社会参加に向けて、趣味やボランティア活動の機会を提供します。地域資源を活用し、全世代が参加できるインクルーシブな活動の場を創造します。		

施策・事業	内容	方向性
日中活動の居場所の提供	・好奇心や意欲を取り戻してもらえるように趣味やボランティア活動の機会を提供し、社会参加につなげます。	継続
インクルーシブな居場所づくり	・高齢者や発達障害の疑いのある人など誰もが参加できる活動の場を地域で創造し、制度の狭間で支援ができない人や、特技や技能を持つ人が活躍できる、自信を取り戻せる場を提供します。	検討

3 自立に向けて、個々の課題に応じた支援事業の実施

(1) 課題解決に向けた支援

概要		
生活困窮者自立支援法による支援事業などの提案や援助を行い、早期の貧困解消に向けて、相談者とともに課題の解決に取り組みます。		
施策・事業	内容	方向性
生活困窮者自立相談支援事業	・生活と就労に関する支援員を配置し、生活に困りごとを抱える生活困窮者に対する相談・支援を行います。	継続
被保護者就労支援事業	・稼働能力を活用できる生活保護世帯に、ハローワークへの同行や各種手続きの援助を行います。	継続
住居確保給付金事業	・再就職のため居住の確保が必要な生活困窮者に対し、家賃費用を有期で給付し、生活再建を支援します。	継続
一時生活支援事業	・住居喪失者で緊急的に支援を要する生活困窮者に対し、次の支援につなげる一定期間、宿泊場所や食事を提供します。	継続
就労準備支援事業	・直ちに就労が困難な人に対し、日常生活や社会的自立に向けた支援を行い就労につなげていきます。	継続
家計相談支援事業	・家計に課題がある家庭に対し、家計点検で課題を把握、改善指導することで家計管理能力を高め、生活再建を支援します。	継続

(2) こどもの学習支援・自立支援

概要		
<p>貧困が世代を超えて連鎖しないためにも、こどもの学習支援や、卒業後の就業が定着できるように、未来を見据えた政策に取り組みます。</p>		
施策・事業	内容	方向性
<p>学習環境の改善と学習能力の向上</p>	<p>・被保護世帯の児童生徒には、学習費や教材費の補助を行います。B & Gきつきでの学習支援を通じて、こどもの学習習慣が身につくよう、学習能力が向上するように取り組みます。</p>	<p>継続</p>
<p>就職に向けたスキリング</p>	<p>・貧困世帯の生徒が、将来にわたって継続して就業できるように、卒業後の資格や技能の習得に関する支援を行います。</p>	<p>検討</p>

用語説明

あ行

●アウトリーチ

相談支援機関や施設などで利用者等が相談に来るのを待つのではなく、援助者自身が出向いて相談援助等にあたること。

●アセスメント

相談者等の課題やその解決に必要な情報の見極めや収集、それが生活全般の中のどのような状況から生じているか把握・分析すること。

●インクルーシブ

「インクルーシブ (inclusive)」は「包摂 (ほうせつ) 的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会をインクルーシブ社会という。

さ行

●支援調整会議

支援計画 (プラン) 案を共有し、目標や支援の内容が適切なものか協議する場であり、プランの終結時には支援の評価を行うための関係機関や専門職等による会議のこと。

●スーパーバイズ機能

相談支援機関や援助者等に対し、専門的技術や知識等を有する機関や団体等からの指導・助言など、相談支援の向上を図るための教育・管理・支持的な機能のこと。

●生活困窮者自立支援法

生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じることで、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする制度。(平成 25 年 12 月に制定、平成 27 年 4 月施行)

●セーフティーネット

生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや制度のこと。

は行

●包括的支援

生活困窮者が有する複合的な課題に対して、さまざまな分野の関係機関 (福祉、保健、医療、雇用、教育、住宅、産業など) や関係者が連携して、個々の自立に向けた目標に向け、様々な資源を効率的に活用して支援するしくみのこと。

